

質問者：日本維新の会 浅田均議員

浅田均議員



日本維新の会、浅田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は決裁文書をいつ見たのか、うんぬんず問題になっておりますけれども、昨年のだぶん初めて国会でこの問題に関して取り上げられました2月15日の衆議院の財政金融委員会、これの議事録をもとに参考人の証人のちょっとご意見を聞きたいと思っております。これを資料をちょっと見ていただいてもいいでしょうか。私の方から箇所を指摘させていただきます。23ページの末尾のところですよ。これは、貸し付けの期間変更に関して3月31日が期限だったのでそれを救済してやるためにこういうことやったのではないかとという質問に答えてですね佐川さんは1年間、場所をほしいという申し込みがありまして、その契約、変更合意書はすでに3月の10日時点で締結をしているところがございます、というふうにご答弁になってます。ところがですね、同じ委員の同じ質問に対しまして、22ページの一番頭のところでございまして、きちんと期日までにできなければ打ち切る、土地を更地にして返すということを義務づけているという期日は貸付合意書によると何年何月何日の年の事でしたかという質問に対しまして、佐川政府参考人は貸付契約におきましてはその指定期日につきましては、平成28年3月31日でございましてというふうに答えられてるんです。同じ委員の議員の同じ質問に対して、かたや3月31日でございましてと答えておきながら、その後のほうでですね、契約変更を3月10日に締結しているとお答えになっておりますけれども、これはどうしてそういう答弁になったんでしょうか。

佐川宣寿証人



ちょっと今突然これを読みましてあれですが、その時の記憶で申しますと、貸付契約におきまして、この土地を学校に使わなくてはいけないとか何年までにその学校を開校しなければいけないと、そういう契約になっておったはずでございまして、当初の契約が28年3月31日って22ページで答えていますのは、何日ですかってこう聞かれたんで、最初の契約の28年3月31日と答えたいと思います。その後ろの方の23ページの話はたぶん、なんで29年に延ばしたんだというご質問もきつとあったのかもしれませんが、そこについてはこういう土砂が流れ込んで、あるいは資材が高騰して、それはやむを得ず1年延ばすのも仕方ないというふうな判断をして、3月の10日時点で、その月の3月の末ではなく、翌年の3月まで1年間延ばしたということをした、というのを答弁したんだというふうに思っております。

浅田均議員

だから、後段でですね、3月10日に契約変更締結したと、1年先延ばしているという事実は把握されてた上で、冒頭、どうして3月31日とお答えになったのかおたずねするんですが。

佐川宣寿証人

ちょっとその時、本当に自分でどういう意識でご答弁申し上げていたかですけれども、今の委員のご指摘であれば最初の時に全部答えてしまえばよかったじゃないかということかもしれないんですけども、たぶん私は、最初の質問に最初のこの契約はいつだったのかって聞かれたんでその契約だけをお答えしたんだというふうに考えます。

浅田均議員

それでは2月15日の財政金融委員会、質問通告は今までのお話ですと、前日に受けられて、そして答弁調整されているという理解でいいんですか。

佐川宣寿証人

大変申し訳ございません、子細に覚えておりませんが、通例、前日に通告をいただきまして、夜、答弁書を作っていたということで、この案件についてちょっとどうだったか本当に覚えていません。すいません。

浅田均議員

それでちょっとご記憶をたどっていただきたいんですが、答弁書ですね。私は今までの話を聞いていると、前日に作られて、前日レクを受けて、ということだったんですが、その時に問題となっている元の近畿財務局の決裁文書というのは前提になっていると思うんですけども、そういうご自覚は答弁時はなかったんですか。

佐川宣寿証人

先ほど来お答えしてますが、レクを受ける時間もほとんどございまして原課で作った答弁資料を入れていただいて、順次読み込んでいたという状況でございましたので、そういう状況でございます。

浅田均議員

同じような結果になるかもわからないんですけども、もう1つ、あと2つ、実は議事録用意しているんですけど、もう1つだけ見ていただいて、ご答弁いただきたいと思うんですけどよろしいでしょうか。読んでいただいている間にたぶん5分経ってしまうと思いますんで、私の方から指摘させていただきます。この35ページの中段真ん中の段から3番目にかけましてですね。これからどうして定借を買うようになったのかという経緯のご説明のところですよ。それで経緯に関しては、時間切迫していると。だから自分のところで買い取って新たに深いところから見つかったとされるゴミを自分のところで撤去したいと。そういうご提案とともに買いたいという、向こうからのご提案があったということでございますけれども、これは、答弁調整をされてご自身でご理解の上でご発言されてると理解していいんでしょうか。

佐川宣寿証人

この経緯は理解して答弁をしております。

浅田均議員

それで先般、示されました改ざん前と改ざん後。改ざん前の文書によりますと、要するにそういう変なゴミが出てきたと、これ損害賠償の対象になるかもしれないよと、いわば文章を読む限りですね、脅しにも似たような提案があって、それでなんぼか、まけてくれたらうちは買わんでもないという提案だったんですね。だから、こういうご答弁をされているということは答弁を作った人は改ざん前の文書をもとに作ったとは思えないんです。改ざん前の文章を読むと、向こうから、変な提案ですよ。あんたどこ責任どう取ってくれるのと、取れへんだったらと損害賠償の対象になるよと。いわば脅しにも似た要求を向こうの弁護士からされて、それで、泣く泣く引き受けたという理解も成り立つんですけども、向こうからの提案で、売ることにしたというふうにご答弁されております。だから、その時の佐川さんのご理解はここに発言されてる通りでいいわけですね。

佐川宣寿証人

新たなゴミが出てきたときに当時の答弁申しましたが、2通りあって、国が自分で取ってそれでお売りするというのと、こういうふうにもともとあるごみの撤去費を先方に持ってもらう前提で値引き、撤去費を引いて売るという2つの方法があって、そういう意味では前者にすると入札とかさまざまな時間がかかりますので、時間的制約の中でこういう方法をとったというふうにご答弁しております。

浅田均議員

だから、それはもし改ざん前の文章を前提に答弁を作られているならば、
まが国側にね撤去要請があったんですよ。国が撤去要請があつて、しないならば、
国が損害賠償の対象になると、えらい目に遭いますよというふうな向こうの
弁護士から脅しのようなものを受けて、それで、こういうふうに動いたん
だつていうことは理解できるんですけども、改ざん後のやつだけだとそういう
経緯が全然伝わってこないんですね。それで時間がないので、佐川さんに最後も
う1つお尋ねしたいんです。会計検査院の検査が去年3月7日から始まっており
ます。当時まだその理財局長でいらしてですね。かつ、議長のご発言によると、
2月下旬から4月にかけてこの改ざん作業が行われたと認識しているというお答
えになってます。その改ざん作業の真っ只中に会計検査院の検査が始まって、そ
の時その理財局長としてですね。会計検査院にどういう文書を提出されたのかご
記憶あるでしょうか。

佐川宣寿証人

独立した会計検査院の資料の提供、検査になりますので、窓口は総務課だった
と思いますが、会計検査院からこういう資料出してほしいと言われればそれは出
しますというような報告があつて、それは求めに応じて出してくださいというふ
うに答えた覚えがございます。

浅田均議員

あのね、こういうこと聞いているのは、さっき3月10日に貸し付けの契約変更を
したと、ご発言がありました。でも、改ざん前の3月30日になってるんです。会
計検査院の理解では3月10日に契約変更を請求してます。ところが改ざん後の文
書には、このことは一切ないんです。一切ない。だから、改ざん前のやつを基に
していたら、佐川さんおっしゃったように、3月10日に契約変更していたという
発言は出てこないんです。以上のことを指摘して終わらせていただきます。